

一般社団法人 投資信託協会
会長 松下 浩一 殿

ベアリングス・ジャパン株式会社
代表取締役社長 華 文 傑

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

第1【委託会社等の概況】

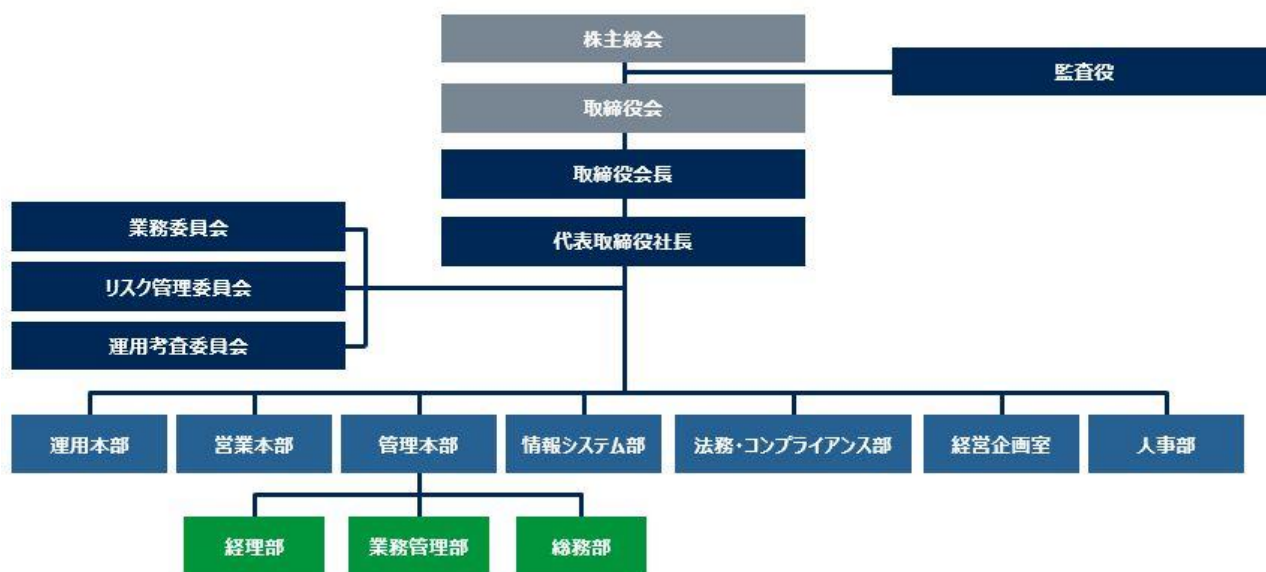
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025 年 9 月末現在の委託会社の資本金の額：	250,000,000 円
発行可能株式総数：	12,000 株
発行済株式総数：	5,000 株
最近 5 年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の組織図



経営管理態勢

委託会社の業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。委託会社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長

1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名あるいは電子署名し、委託会社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

② 運用の基本プロセス

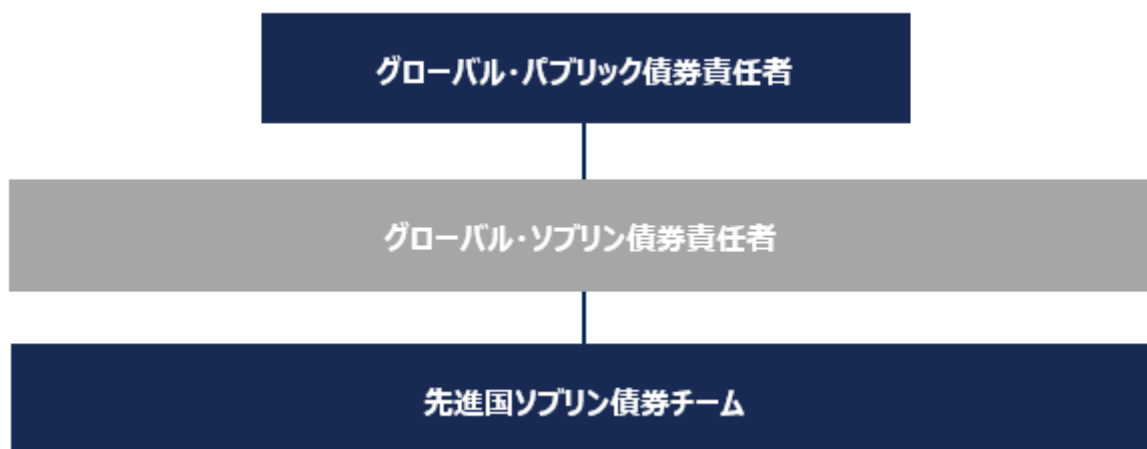
委託会社は、債券の運用にあたっては、委託会社において運用の指図を行う一方で、取引の執行および運用の管理をロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。

委託会社は、株式の運用にあたっては、グループ会社にて運用指図に関する権限を委託（以下、「運用の外部委託先」）します。

委託会社が属する「ベアリングス」とは、世界主要国に拠点を置き、グローバルな金融サービスを提供する企業グループであり、進化するお客様の投資ニーズに応えることを最大の目的としています。革新的な投資ソリューションと、パブリック市場およびプライベート市場双方における差別化された投資機会へのアクセスを提供します。

委託会社および運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

●債券（通貨を含む）運用体制

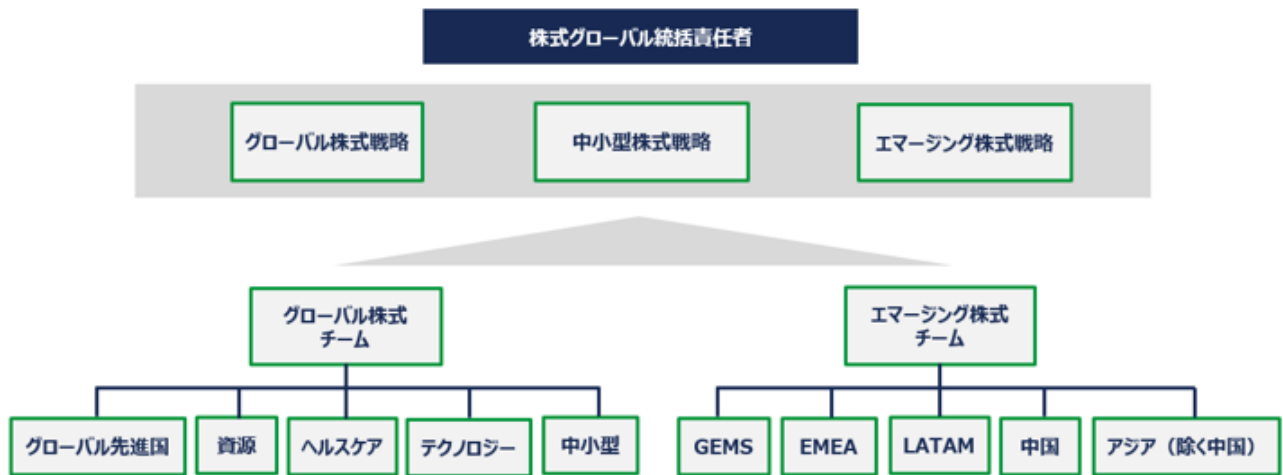


運用プロセス・フローチャート



先進国ソブリン債券チームは、グローバルな運用プラットフォームを活用し、定性、定量の両面からの情報・データ分析（インプット）し、投資アイデア、投資戦略の構築（アウトプット）を行い、投資目的やガイドラインに応じて、戦略の有効なリスク配分（ポートフォリオ構築）を実行し、トップダウンの運用プロセスを実践します。

●株式の運用体制



投資哲学と投資スタイル

ベアリングスの投資哲学は、株式市場が非効率でリスクをはらむとの考え方にに基づきます。非効率性は個別銘柄レベルで最も顕著で、長期的にはアクティブマネジャーによる銘柄選択が全ての株式資産クラスにおいて超過収益を生み出しうると思料します。規律正しいボトムアップの銘柄選択プロセス及び差別化されたリスクを考慮したポートフォリオ構築プロセスを通じ、魅力的なリスク調整後リターンが達成可能です。

ベアリングスの投資スタイルは、「成長性から見て株価が割安な銘柄」(Growth at a Reasonable Price、GARP)です。経営陣の戦略に対する理解や収益率の向上、利益改善における潜在性に鑑み、長期的な観点からファンダメンタルズを反映していないと考えられる企業の特定を図ります。ESG 分析やマクロ経済環境を考慮した独自開発のバリュエーションモデルを活用し、長期的な視野で企業を評価します。

運用プロセス・フローチャート

<ステップ1>

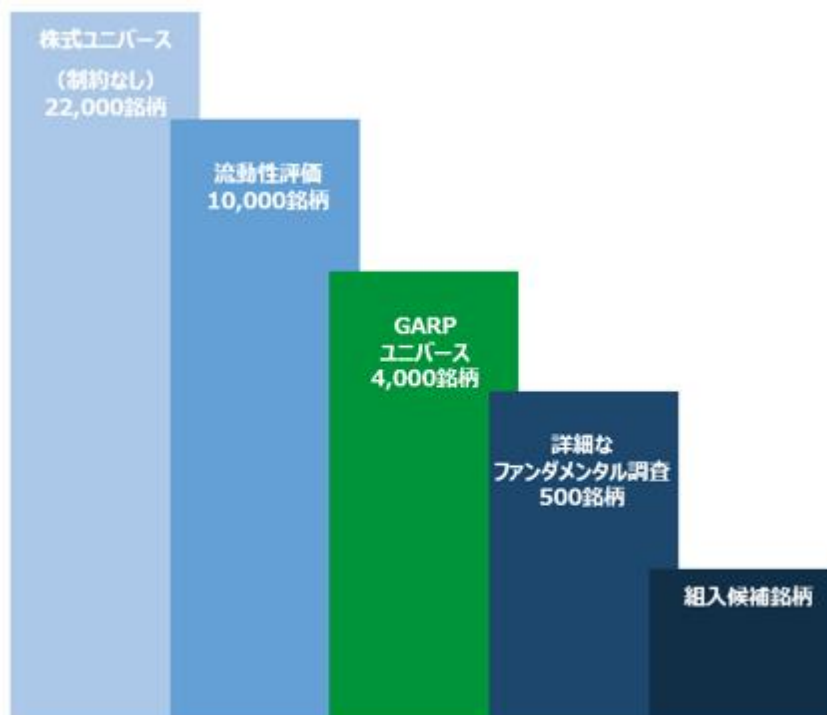
流動性評価を行い、約 22,000 銘柄の投資対象から、ファンダメンタルズに基づくボトムアップによる投資プロセスを開始するに適した銘柄数に絞り込んでいきます。

まず、流動性が不十分な銘柄を排除し、売買時の市場への影響を最小限に抑えます。この段階で 10,000 銘柄程度に絞り込みます。

<ステップ2>

想定される投資ホライズンにおいて属性の多くを備えており、GARP 投資ユニバースに含まれかつ更なる調査に値すると考えられる銘柄に対し調査を行います。

ステップ2により、約 4,000 の候補銘柄に絞られた段階で、ファンダメンタルズに基づくボトムアップ・アプローチを開始します。



＜ステップ 3＞

約 4,000 銘柄のユニバースにおいて、市場に認識されていない成長の可能性を秘めていると考えられる企業に焦点を当て、約 500 銘柄に対し詳細なファンダメンタルズ・リサーチを行います。調査結果は一元管理され、全ての運用プロフェッショナルがアクセス可能となっています。また、セクターや地域間の比較を行うために、標準化されたアプローチを採用しています。調査結果は以下の 4 つの重要なインプットで構成されています。

重要なインプット

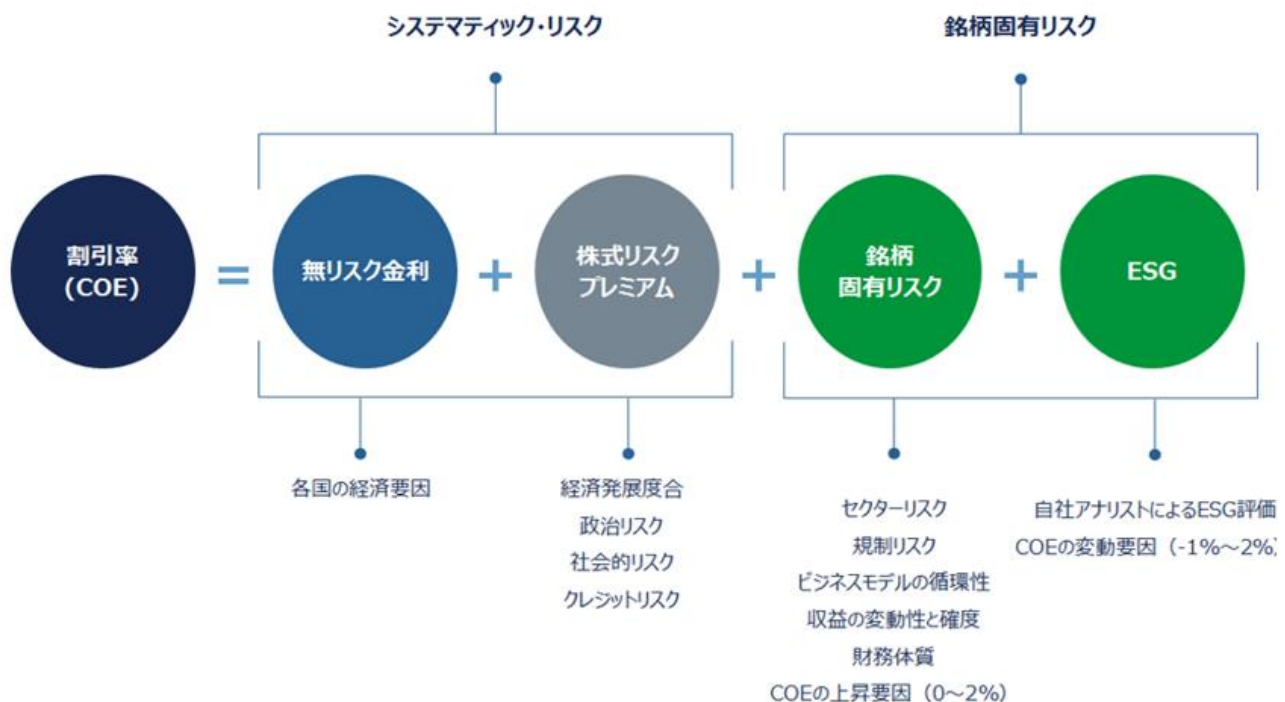
企業訪問
セクター / 業界 / マクロダイナミクス
独自の今後5年の収益予測
ESGに関する考慮事項

成長性	クオリティ	バリュエーション
- 過去 - 過去3年の純利益伸び率 - 短期 - 今後12ヵ月の純利益伸び率 - 長期 - 今後5年の純利益伸び率	- フランチャイズ - 他社比優位性、効率性、安定性 - 経営の質 - 能力、コミットメント、株主との利害一致 - 財務体質 - キャッシュフロー、運転資本、資本構造分析	- 自社のバリュエーションモデル - 今後の5年の収益予想をCOEで割り引き、目標株価を算出、上値余地を決定

＜ステップ 4＞

独自開発の割引率である Cost of Equity（以下、COE）を用いて、各企業の目標株価を設定します。目標株価は、5 年間の収益予測に基づいたモデルを用いて算出され、株価がその潜在成長率を反映しているかどうか判断します。

ベアリングスの COE は、システムティックリスク（マクロのリスク要因）及び銘柄固有リスク（企業固有のリスク要因）を考慮して決定されます。



なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用審査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規程に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

※上記の運用体制等は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025 年 9 月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	12	85,784,651,676
合計	12	85,784,651,676

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（自令和 6 年 1 月 1 日 至令和 6 年 12 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、当中間会計期間（自令和 7 年 1 月 1 日 至令和 7 年 6 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	580,329	417,143
前払費用	21,831	44,687
未収委託者報酬	100,077	98,101
未収運用受託報酬	199,607	205,930
未収投資助言報酬	2,369	2,546
未収収益	* 1 180,384 * 1	291,679
未収消費税等	55,032	17,038
その他の流動資産	10,013	11,857
流動資産合計	1,149,645	1,088,984
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 99,000 * 2	73,921
器具備品	* 2 29,575 * 2	24,491
有形固定資産合計	128,576	98,413
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	-	953
無形固定資産合計	1,850	2,804
投資その他の資産		
長期差入保証金	3,272	2,500
預託金	300	300
繰延税金資産	150,336	171,586
投資その他の資産合計	153,908	174,386
固定資産合計	284,336	275,603
資産合計	1,433,982	1,364,588

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	22,314	13,903
未払手数料	42,479	36,431
未払委託調査費	* 1 17,629 * 1	13,519
その他未払金	23,075	56,190
リース債務	2,265	1,321
未払費用	24,822	27,775
賞与引当金	279,930	336,805
未払法人税等	22,048	24,012
流動負債合計	434,565	509,958
固定負債		
リース債務	1,321	-
退職給付引当金	104,463	115,156
役員退職慰労引当金	9,482	13,025
固定負債合計	115,266	128,181
負債合計	549,832	638,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	214,087	139,087
資本剰余金合計	214,087	139,087
利益剰余金		
利益準備金	62,500	62,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	357,561	274,859
利益剰余金合計	420,061	337,359
株主資本合計	884,149	726,447
純資産合計	884,149	726,447
負債・純資産合計	1,433,982	1,364,588

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	602,527	539,713
運用受託報酬	704,095	490,380
投資助言報酬	6,403	7,182
その他営業収益	* 1 851,331 * 1	759,533
営業収益合計	2,164,358	1,796,810
営業費用		
支払手数料	284,462	243,829
広告宣伝費	2,706	1,892
調査費	433,281	334,054
調査費	139,781	147,291
委託調査費	* 1 293,500 * 1	186,763
委託計算費	34,376	33,083
営業雑経費	28,994	26,751
通信費	3,066	2,562
印刷費	22,350	21,953
協会費	3,577	2,235
営業費用合計	783,822	639,612
一般管理費		
給料	698,099	775,735
役員報酬	48,679	90,254
給料・手当	371,433	343,218
賞与	277,987	342,263
交際費	3,759	4,207
旅費交通費	10,718	19,701
福利厚生費	65,460	71,674
人材募集費	7,519	5,720
業務関連委託費用	74,702	60,820
器具備品費	414	212
租税公課	19,403	17,710
不動産賃借料	132,401	129,831
固定資産減価償却費	42,754	38,760
退職給付費用	35,200	32,292
役員退職慰労引当金繰入額	1,719	3,542
諸経費	70,611	77,600
一般管理費合計	1,162,764	1,237,809
営業利益又は営業損失 (△)	217,771	△ 80,611
営業外収益		
為替差益	-	3,886
雑収入	2,649	4,775
営業外収益合計	2,649	8,662
営業外費用		
為替差損	38,596	-
雑損失	-	5
営業外費用合計	38,596	5
経常利益又は経常損失 (△)	181,824	△ 71,954
特別損失		
特別退職金支出額	3,612	-
特別損失合計	3,612	-
税引前当期純利益又は	178,211	△ 71,954

税引前当期純損失（△）		
法人税、住民税及び事業税	31,000	31,997
法人税等調整額	36,183	△ 21,249
法人税等合計	67,184	10,747
当期純利益又は当期純損失（△）	111,026	△ 82,701

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	324,087	324,087	62,500	246,534	309,034	883,122	883,122
当期変動額								
剰余金の配当		△ 110,000	△ 110,000				△ 110,000	△ 110,000
当期純利益					111,026	111,026	111,026	111,026
当期変動額合計	-	△ 110,000	△ 110,000		111,026	111,026	1,026	1,026
当期末残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149

当事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149
当期変動額								
剰余金の配当		△ 75,000	△ 75,000				△ 75,000	△ 75,000
当期純損失(△)					△ 82,701	△ 82,701	△ 82,701	△ 82,701
当期変動額合計	-	△ 75,000	△ 75,000		△ 82,701	△ 82,701	△ 157,701	△ 157,701
当期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5年～15年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額 または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

(3) その他営業収益

関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 5 年 12 月 31 日)	当事業年度 (令和 6 年 12 月 31 日)
未収収益	180,384 千円	291,679 千円
未払委託調査費	17,629	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

- 2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 5 年 12 月 31 日)	当事業年度 (令和 6 年 12 月 31 日)
建物附属設備	178,214 千円	203,293 千円
器具備品	123,953	137,590

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 12 月 31 日)
その他営業収益	851,331 千円	759,533 千円
委託調査費	293,500	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自令和 5 年 1 月 1 日 至令和 5 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和 5 年 3 月 31 日 定時株主総会	普通株式	60,000	12,000	令和 4 年 12 月 31 日	令和 5 年 4 月 3 日
令和 5 年 9 月 28 日 取締役会議	普通株式	50,000	10,000	令和 5 年 6 月 30 日	令和 5 年 9 月 29 日

当事業年度（自令和 6 年 1 月 1 日 至令和 6 年 12 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和 6 年 3 月 26 日 定時株主総会	普通株式	75,000	15,000	令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 3 月 27 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和5年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

当事業年度（令和6年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和5年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	580,329	—	—	—
未収委託者報酬	100,077	—	—	—
未収運用受託報酬	199,607	—	—	—
未収投資助言報酬	2,369	—	—	—
未収収益	180,384	—	—	—
長期差入保証金	—	3,272	—	—
合計	1,062,768	3,272	—	—

当事業年度（令和6年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	417,143	—	—	—
未収委託者報酬	98,101	—	—	—
未収運用受託報酬	205,930	—	—	—
未収投資助言報酬	2,546	—	—	—
未収収益	291,679	—	—	—
長期差入保証金	—	2,500	—	—
合計	1,015,401	2,500	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度(令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	96,373	104,463
退職給付費用	17,077	14,058
退職給付の支払額	8,987	3,365
退職給付引当金の期末残高	104,463	115,156

(2) 退職給付費用

	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
退職給付費用(千円)	17,077	14,058

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は18,122千円、当事業年度は18,233千円であります。

(ストックオプション関係)

前事業年度(令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,070 千円	2,725 千円
未払費用否認	7,600	8,504
賞与引当金	85,714	103,129
退職給付引当金	31,986	35,261
役員退職慰労引当金	2,903	3,988
資産除去債務	21,964	21,964
繰延税金資産小計	153,240 千円	175,574 千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	△2,903	△3,988
評価性引当額小計	△2,903 千円	△3,988 千円
繰延税金資産合計	150,336 千円	171,586 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.62 %	- %
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.46	-
評価性引当金計上	△1.13	-
賃上げ促進税制	△1.59	-
その他	0.34	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.70 %	- %

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自令和 5 年 1 月 1 日 至令和 5 年 12 月 31 日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
1,256,260	56,765	851,331	2,164,358

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
A 社	347,305

(注) 運用受託報酬については、顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

当事業年度（自令和 6 年 1 月 1 日 至令和 6 年 12 月 31 日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
979, 773	57, 503	759, 533	1, 796, 810

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自令和5年1月1日 至令和5年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャーロ ット	608,633 千米 ドル	投資運用業	(被所有) 間接 100%	兼業契約	*1 情報提供・ コンサルタント 業務及び 委託業務	851,491	未収収益	180,384
						運用委託契約	*2 運用委託	281,926	未払委託 調査費	12,892
						役務の 受け入れ	事務及び IT 関 連サポート の支払	27,435	その他 未払金	14,996
						経費の支払	諸経費等の 支払	31,511		

当事業年度（自令和6年1月1日 至令和6年12月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャーロ ット	618,797 千米 ドル	投資運用業	(被所有) 間接 100%	兼業契約	*1 情報提供・ コンサルタント 業務及び 委託業務	759,533	未収収益	291,679
						運用委託契約	*2 運用委託	176,754	未払委託 調査費	11,157
						役務の 受け入れ	事務及び IT 関 連サポート の支払	38,799	その他 未払金	37,751
						経費の支払	諸経費等の 支払	26,173	未払費用	2,721

(2) 兄弟会社等

該当なし

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
- * (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2. 親会社に関する注記

Barings LLC（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
1株当たり純資産額	176,829.89 円	145,289.53 円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	22,205.40 円	△16,540.36 円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	111,026	△82,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	111,026	△82,701
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期末
(令和7年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	804,053
前払費用	31,442
未収委託者報酬	90,102
未収運用受託報酬	62,784
未収投資助言報酬	2,690
未収収益	161,543
その他の流動資産	8,960
流動資産計	1,161,577
固定資産	
有形固定資産	* 1
建物附属設備	61,382
器具備品	51,479
有形固定資産計	112,862
無形固定資産	
電話加入権	1,850
ソフトウェア	854
無形固定資産計	2,704
投資その他の資産	
長期差入保証金	2,337
預託金	300
繰延税金資産	114,360
投資その他の資産計	116,997
固定資産計	232,564
資産合計	1,394,142
負債の部	
流動負債	
預り金	16,028
未払手数料	32,886
未払委託調査費	309,410
その他未払金	26,307
リース債務	188
未払費用	45,089
賞与引当金	314,825
未払法人税等	6,463
未払消費税等	* 2
流動負債計	788,584
固定負債	
退職給付引当金	123,547
役員退職慰労引当金	14,865
固定負債計	138,412
負債合計	926,997
純資産の部	
株主資本	
資本金	250,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	139,087
資本剰余金計	139,087
利益剰余金	
利益準備金	62,500
その他利益剰余金	

繰越利益剰余金	15,557
利益剰余金計	78,057
株主資本計	467,144
純資産合計	467,144
負債・純資産合計	1,394,142

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 令和7年1月1日

至 令和7年6月30日)

営業収益		
委託者報酬		243,913
運用受託報酬		546,495
投資助言報酬		3,762
その他営業収益		337,869
営業収益計		1,132,040
営業費用		
支払手数料		105,977
広告宣伝費		180
調査費		416,143
調査費		92,700
委託調査費		323,442
委託計算費		16,516
営業雑経費		12,256
通信費		1,479
印刷費		10,278
協会費		498
営業費用計		551,073
一般管理費		
給料		505,003
役員報酬		54,857
給料・手当		187,881
賞与		262,264
交際費		1,009
旅費交通費		11,846
福利厚生費		42,797
人材募集費		9,469
業務関連委託費用		41,794
器具備品費		3,080
租税公課		6,406
不動産賃借料		65,549
固定資産減価償却費	* 1	21,203
退職給付費用		19,143
役員退職慰労引当金繰入額		1,839
諸経費		37,092
一般管理費計		766,236
営業損失 (△)		△ 185,269
営業外収益		
雑収入		3,004
営業外収益計		3,004
営業外費用		
為替差損		15,299
雑損失		121
営業外費用計		15,420
経常損失 (△)		△ 197,686
特別損失		
特別退職金支出額		3,915
特別損失計		3,915
税引前中間純損失 (△)		△ 201,601
法人税、住民税及び事業税	* 2	57,701
法人税等合計		57,701
中間純損失 (△)		△ 259,302

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447
当中間期変動額								
中間純損失(△)	—	—	—	—	△ 259,302	△ 259,302	△ 259,302	△ 259,302
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 259,302	△ 259,302	△ 259,302	△ 259,302
当中間期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	15,557	78,057	467,144	467,144

[注記事項]
(重要な会計方針)

項 目	当中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 5～15年 器具備品 3～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
3. 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)委託者報酬 当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (3)その他営業収益 関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (令和 7 年 6 月 30 日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物附属設備	215,833 千円
器具備品	140,911 千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	21,103 千円
無形固定資産	99 千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当会計期間
普通株式 (株)	5,000	—	—	5,000
2. 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)
1. 金融商品の時価等に関する事項 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。 長期差入保証金 長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

当中間会計期間
(自 令和7年1月 1日
至 令和7年6月30日)

セグメント情報
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報
1. 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
(1) 売上高 (単位：千円)

日本	英国	米国	合計
783,396	10,774	337,869	1,132,040

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	営業収益
A 社	161,935
B 社	156,966

(注) 運用受託報酬については、顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	93,428.96 円
1 株当たり中間純損失 (△)	△51,860.56 円

- (注)
1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
 2. 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)	
中間純損失 (△) (千円)	△259,302
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△259,302
期中平均株式数 (千株)	5

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 令和 7 年 1 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月19日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 9 月 29 日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松 井 貴 志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明すること

が求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

公開日 令和7年11月13日
作成基準日 令和7年9月29日

本店所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部